

○山梨県公安委員会及び山梨県警察本部長が保有する個人情報の開示の実施方法に関する要領の制定について

〔 令和 5 年 4 月 2 4 日 〕
〔 例規甲（務企）第 1 1 号 〕

山梨県公安委員会及び山梨県警察本部長が保有する個人情報の開示の実施方法に関する要領

第 1 趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 8 7 条第 1 項に基づき山梨県公安委員会及び山梨県警察本部長の保有する個人情報の開示の実施の方法を定めるものとする。

第 2 開示の実施の方法

1 法第 8 7 条第 1 項本文の文書又は図画の閲覧の方法は、次に掲げる文書又は図画の区分に応じ、それぞれ次に定めるものを閲覧する方法とする。

(1) 文書又は図画（(2) から (4) までのいずれかに該当するものを除く。）

当該文書又は図画(法 8 7 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2 (1) に定めるもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 8 9 ミリメートル、横 1 2 7 ミリメートルのもの又は縦 2 0 3 ミリメートル、横 2 5 4 ミリメートルのものに限る。）に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 法第 8 7 条第 1 項本文の文書又は図画の写しの交付の方法（((2) に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、県の機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。3において同じ。）により当該文書又は図画の写しを交付することができる場合(以下この 2 において「文書又は図画を電磁的記録に変換できる場合」という。）に限り、(3) に掲げる方法にあつては文書又は図画を電磁的記録に変換できる場合であつて、かつ、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 6 年山梨県条例第 4 5 号。(3) において「情報通信技術利用条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合（3 において「電子開示請求の場合」という。）に限る。）は、それぞれ次に定めるものを

交付する方法とする。

- (1) 当該文書又は図画を用紙その他これに類するものに複写し、印刷し、又は印刷したものとの交付
 - (2) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。3において同じ。）に複写したものとの交付
 - (3) 当該文書又は図画の開示実施を情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法
- 3 法第87条第1項本文の行政機関等が定める電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法であつて、県の機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（(5)に掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）とする。
- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものとの閲覧
 - (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものとの閲覧、視聴又は聴取
 - (3) 当該電磁的記録を用紙に出力したものとの交付
 - (4) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものとの交付
 - (5) 当該電磁的記録を電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で使用した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法